

平成28年度第1回千代田区地域公共交通会議

平成28年10月18日（火）10時～
シルバー会議室

事務局（佐藤） 皆様、こんにちは。定刻の10時を回りましたので、平成28年度第1回千代田区地域公共交通会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。私は事務局のほうを務めさせていただいております千代田区保健福祉部福祉総務課長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

きょうは、現在、千代田区内を運行しております地域福祉交通「風ぐるま」についてご協議させていただきたく会議を開催させていただきました。詳細につきましては、会議の中でご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして本日の資料の確認をさせていただきます。次第が一番上にありまして、次第の一番下に資料ということで資料1～5まで載っております。まず、資料1が、この会議の設置要綱でございます。資料2が、委員の皆様の名簿でございます。資料3が、本日、この会場、この会議の座席表となっております。資料4につきましては、今回お諮りする「風ぐるま」の見直しについての資料でございます。そこには別紙の1、2、3とついていると思います。資料5としては、道路運送法及び施行規則の一部抜粋でございます。ご確認いただきまして、お手元がないものがございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、委員の皆様のご委嘱でございます。今回人事異動等の関係で新たに委嘱させていただきました委員の方が6名いらっしゃいます。委嘱状については席上に配付させていただきましたので、お納めいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

新委員の皆様のご任期は9月14日から来年、平成29年8月4日までとなっております。通常は任期2年ということですが、今回は前任の方のご任期を引き継いでいただきまして、終わりはほかの委員の皆様と同様に、平成29年8月4日となっております。

次に、委員の紹介に入らせていただきます。資料2の名簿をごらんいただきたいと思ひます。この会議、昨年11月に開催しまして、約1年ぶりということでございますので、改めて委員の方の一言ずつの自己紹介をお願いいただければと思ひます。名簿は要綱の3条に定まっている順に名簿を並べております。私のほうで名前を読み上げますので、マイクを回していただければと思ひます。

まず、一番上、千代田区保健福祉部長の松本委員でございます。

松本委員 千代田区で保健福祉部長をしております松本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（佐藤） 次に、事業者代表の和田委員、お願ひいたします。

和田委員 東京都交通局自動車部計画課長の和田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（佐藤） 次に、事業者代表、タクシーの関係で、堀委員、お願ひいたします。

堀委員 タクシー会社を営んでおります堀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（佐藤） 団体代表、バスのほうでございます。今野委員、お願ひいたします。

今野委員 東京バス協会乗合業務の今野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 団体代表、タクシーの関係で、小池委員、お願いいたします。

小池委員 東京ハイヤー・タクシー協会業務部の小池と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 次に住民の方です。連合町会長協議会から小野田委員、お願いいたします。

小野田委員 皆さん、おはようございます。千代田区連合町会長協議会の小野田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（佐藤） もう1名、矢吹委員でございます。

矢吹委員 皆さん、おはようございます。九段に住んでいる矢吹と申します。私はかがやきプラザとか、あるいはスポーツセンターのほうをよく使わせてもらっていますので、これからも利用させていただきます。ありがとうございます。

事務局（佐藤） 東京運輸支局から尾崎委員ですけれども、本日、代理で藤澤様にご出席いただいております。

藤澤代理者 東京運輸支局の藤澤でございます。本日は尾崎の代理で出席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 組合の関係でバスの庭野委員は本日ご欠席でございます。

タクシーの関係で久我委員、お願いいたします。

久我委員 皆さん、おはようございます。東京交運労協でハイタク部会事務長を仰せつかっております久我でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 続きまして、道路管理者の方々でございます。国道の関係で、東京国道事務所三條委員ですけれども、代理で石山様にご出席いただいております。

石山代理者 おはようございます。東京国道事務所交通対策課の係長をしています石山と申します。前任の藪島から今年度から三條に課長がかわっております。本日、代理で出席させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 都道の関係で建設局の一建の関課長はご欠席でございます。

区道のほうで印出井委員、お願いいたします。

印出井委員 千代田区環境まちづくり総務課長印出井でございます。私のほうは区道の占用等そういった面から道路管理者として務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 千賀委員、お願いいたします。

千賀委員 同じく千代田区役所道路公園課長千賀でございます。道路の維持管理、実務管理を担当しております。

事務局（佐藤） 続きまして、交通管理者でございます。警視庁から岡部委員が選出されておりますけれども、本日、代理で三浦様ご出席いただいております。

三浦代理者 警視庁交通規制課で公共交通を担当しております三浦と申します。本日は岡部の代理で出席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 麴町警察署から佐川委員でございます。

佐川委員 麴町警察署交通課長の佐川と申します。よろしく願いいたします。

事務局（佐藤） 神田警察永井委員でございます。

永井委員 おはようございます。神田警察署の交通課長永井と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 万世橋警察から吉岡委員でございます。

川久保代理者 万世橋警察署、本日、吉岡が来る予定でしたが所用のため代理で出席させていただきます川久保と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 済みません、川久保さんのご出席でございます。

最後に、千代田区で交通施策を担当しております谷田部委員でございます。

谷田部委員 おはようございます。千代田区役所交通施策推進課長の谷田部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 運行事業者と事務局を紹介させていただきます。運行事業者、西窪さんです。

西窪 「風ぐるま」を運行しております日立自動車交通の西窪でございます。日ごろは「風ぐるま」の運行にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 事務局、私、福祉総務課長佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（村松） 私、福祉総務課福祉総務係長の村松と申します。「風ぐるま」を担当しております。よろしくお願いいたします。

事務局（木村） 私、「風ぐるま」を担当しております福祉総務課福祉総務係の木村と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 皆様、ありがとうございました。

この会議なのですけれども、資料1、地域公共交通会議の要綱がありますけれども、第4条に会長は「千代田区職員をもってあてる」と書かれております。この規定に基づきまして、千代田区保健福祉部長の松本委員に会長を務めていただきたいと思います。

松本会長、では、よろしくお願いいたします。

会長（松本） それでは、議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、事務局から今回の成立状況及び公開・非公開について、確認をお願いいたします。

事務局（佐藤） この会議ですけれども、要綱の4条第4項により、代理の方も含めまして委員の過半数の出席で開催ということになっております。本日は欠席の委員2名ということで、本会議は成立しております。

また、要綱4条8項により、この会議は公開となっております。会議の傍聴を可能とするとともに、資料、会議録につきましては、区のホームページのほうにも掲載させていただく予定でございます。

皆様からいろいろご発言いただきました会議録につきましては、後日、事務局で作成後、委員の皆様にご確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長（松本） 以上で、皆様、よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

それでは、まず議題（1）地域福祉交通「風ぐるま」事業の見直しの経緯について、事

務局から説明をお願いします。

事務局（佐藤）では、私のほうから座って説明させていただきます。お手元の資料4、それを見ていただきたいと思います。資料4に別紙1、2、3ということについております。まず、資料4の頭の紙ですけれども、そこに記載させていただいている事項についてご説明します。

まず、この地域福祉交通「風ぐるま」ということです。福祉の理念ということで運行しておりますので、千代田区では、私ども保健福祉部が所管している事業でございます。対象も高齢者や障害者、子育て世代、ここが中心となってまた区民皆様ということで運行しております。地域福祉の推進とノーマライゼーションの実現を図ることを目的に、平成9年4月からこの「風ぐるま」乗り合いを開始いたしました。

平成9年からずっと小さい車でやっていたのですけれども、ことしの1月4日、旧「風ぐるま」のルートを中心になっていた高齢者の施設で高齢者センターというのがあったのですけれども、まさに今、皆さんがきょう来ていただいたこの場所です。高齢者総合サポートセンターかがやきプラザ、この1個上の5階に高齢者センターの機能が移転しまして、それを契機に見直したわけですけれども、これまで課題となっていた運転間隔の短縮ですとか乗員超過の解消、さらに車両のバリアフリー化等の解消を目的としまして、小型バスの導入や運行ルートの大幅な見直しを行いまして、新たな運行を開始したということでございます。

2番目の今回の見直しの経緯についてですけれども、1月4日に運行いたしまして、特に既存の利用者の方を中心に、電話とか窓口等で多くの要望が寄せられました。こうした状況を踏まえて、我々も利用状況の調査ですとか、要望意見を聞くためのアンケート等を実施しました。

その内容については、下に書いてありますけれども、ルート、停留所、ダイヤということで、おおよそここに記載されていることが要望として多く寄せられた次第です。1月開始ということでまだ1年たたない中での再見直しということで、皆様にお集まりいただきまして、申しわけないのですけれども、意見、要望をいち早く実現したいということで見直しに至った次第でございます。

説明は以上でございます。

会長（松本） ただいまのこの経緯についてのご説明につきまして、何かご質問などございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この「風ぐるま」、もう20年ぐらい運行してきておりまして、非常に千代田区民にとって身近な存在として定着しております関係で、この1月の大幅な見直しをした直後から大変なご意見、ご要望が寄せられたというような状況でございますので、少し異例ではありますが、早期の見直しを図ることにしたと。そういうことでございます。

それでは、議題の（2）本事業の見直し案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（佐藤）では、続きまして、またご説明させていただきます。今の資料ですけれども、1枚めくっていただきまして2ページ目から見直しの内容が書いてございます。

今、説明した要望を踏まえまして、変更点について皆様のご協力をいただき、ここに集約した形で記載してあります。左側が現行で、右側が見直し後ということで対照表として

書いてございます。右側の赤いところが今回の見直しに当たるところでございます。

ちょっとそこをかいつまんて説明させていただきます。この表の4番の運行開始日です。きょうご協議いただきまして、ご了承いただきましたら、即座に運輸局のほうに申請を届出させていただきます。うまくいけば11月28日に新たな体制で運行したいと考えております。運行経路につきましてですけれども、資料の別紙1をごらんいただければと思います。麴町、富士見・神保町、内神田ルート、秋葉原ルートでございます。表紙の下に4枚、ルート別の運行経路図があると思います。

まず、1枚目の麴町ルートでございますけれども、距離が10.83キロメートルから11.37キロメートルにふえる形でございます。停留所は右側に書いてありまして、26カ所の予定でございます。主な停留地としては、高齢者施設ですけれどもジロール麴町、あと病院ということで、東京通信病院を加えた形でございます。

済みません、この図の説明ですけれども、左のほうに凡例がありますが、黄色い丸が既存の停留所、青い丸がこのルートの中では新規なのですけれども、既に使用中の停留所でございます。赤い丸が新設停留所となっております。点線の矢印が、このルート上に新たに設定する路線、赤い網かけが、新たに路線の認可を必要とする、取得を必要とする路線。黒いところが、通行しなくなるルートでございます。また、青い網かけも廃止するルートとなっております。

この例でいきますと、中心に1番、2番ということで、これは既存の停留所です。区役所と2番がかがやきプラザとなっております。3番に九段上ということで赤い丸で3と書いてありますけれども、九段の坂の上に新しい都バスさんにご協力をいただいて、新規に停留所を設置したいと考えております。

この地図でいきますと、一番南側のほうです。9番というバス停がございますけれども、平河天満宮前ということで、前はこの黒いところを通過していたのですけれども、赤い点線、赤い網かけのルートに変更したいと考えております。麴町ルートについての主な変更点は以上でございます。

次に、富士見・神保町ルートでございます。別紙の地図を1枚めくっていただきまして、富士見・神保町ルートの経路図でございます。ここも距離が9.78キロメートルから11.39キロメートルということで距離が長くなります。停留所については、右に書いてありますけれども、21カ所ということで考えております。ここも多少色は違いますが、点線の矢印とか黒い矢印とか、前の説明と同じでございます。

ここは、一番西のほう、6番という一口坂手前の停留所がありますけれども、従前、ここから靖国通りに出てすぐ左折していたのですが、それを9番のいきいきプラザ一番町、一番南のほうになりますけれども、ここを通過してほしいという要望が多かったものですから、ここはルートを変えていきいきプラザ一番町を経由して、また靖国通りに戻ってくるということになっております。

もう1つ、一番東側のほうでございます。15番という新規の停留所、神保町交差点北というところで、ここも都バスさんのご協力を得て、共用で使わせていただきたいと思っております。

あと、21番の専修大学法科大学院というのがありますので、そのバス停を新しくつくる予定になっております。この辺は神保町地区があまり停留所がなかったものですから、

この2つを増設させていただきます。

あと、一番東のほうの北のところでは、18番、御茶ノ水駅というところをまた駅前を新設させていただきます。ここは1回文京区側、溪谷の向こうに、御茶ノ水の駅の向こう側に行きまして、文京区側を通過してまた白山通りのほうに戻ってくるというような経路に変更になります。

続きまして、もう1枚めくっていただきまして、内神田ルートでございます。ここも距離が8.94キロから10.73キロということで延びております。停留所は左にあります24カ所の予定でございます。主な経由地としては、保健所、ほほえみプラザ、九段下等を加えております。

変わったところですが、このルートで行きますと、一番西のほう、区役所、かがやきプラザを出まして、保健所。ここは九段下の駅に近いものですから保健所に一回とまって、それから4番の停留所に参ります。ここから停留所の名前、西神田三丁目に設置してありますので、よりふさわしいということで停留所の名称を変更させていただきます。そこから西神田コスモス館のほうに向かって、6番の先ほど言いました神保町の交差点北という停留所に行く形になります。こちらコスモス館、児童施設がありますけれども、そちらを通してほしい。また、神保町地区、停留所が少ないということで、こちらを回るような形になります。

あと、その下に23番というバス停がありますけれども、ここも新たに通すルートでございます。神保町の交番がありますけれども、そこに新たな停留所を設置させていただきたいと思っております。そこから靖国通りに出て左折をして、24番ということで九段下の駅前に、こちら側も都バスさんの停留所があるのでありますが、そこを共用させていただきます。新たに停留所として設置したいと考えております。

済みません。あと、順番が変わってしまいますけれども、一番東側です。16番、岩本町ほほえみプラザというのがあります。神田警察の前を通過して昭和通りを越えて、ほほえみの1本手前で右折して岩本町一丁目に出ていたのですが、そこをちょっと足伸ばしをしまして、ほほえみプラザを経由して17番のバス停に行くということでルート変更をさせていただきます。

最後に、資料でいいますと3ページ目でございます。運行経路図でいいますと4枚目でございます。秋葉原ルートになります。ここもキロ程が8.86キロメートルから10.17キロメートルに延びることになります。停留所は24カ所を予定しております。主な経由地としては、保健所、専修大学、ここは障害者福祉センターを回る形になりまして、九段下の駅のバス停も加えさせていただきます。

変わる部分については、このルート図でいいますと、一番西側のほうです。3番、保健所、4番と通りまして、5番の専修大学の法科大学院の新しい停留所にとまって、靖国通りに戻ってくるということでございます。

そこから、また神田警察の一方通行に行くのですが、外神田を回りまして、21番、御茶ノ水の駅を左折した後に、これまではそのまま駿河台をおりてきていたのですが、青い点線です。1回右折しまして、22番のえみふるを回ってくるような形になっております。

ルートについての説明は以上でございます。

済みません。また、資料4のA4縦の資料に戻っていただきまして、運行日、運行時間については特に変更はございません。

7番の運行ダイヤでございます。これも別紙2ということで、時刻表の案です。月曜から土曜と日曜祝日の時刻表の案をつけさせていただいておりますけれども、ここは今、ご説明しましたけれども、距離が延びるということで、間隔が若干広がるような形になりまして、今までは40分から45分だったのでございますけれども、間隔が長いものと60分ぐらいお待ちいただくこととなります。日曜祝日はもともと本数が少ないのですので、ここも70分に1本という形になります。

その下、8番の始発の停留所、これもこの別紙2を見ていただければと思うのですので、今まで全て朝は千代田区役所発となっていたのですので、朝一番で区役所で用事を済ませて乗るという方が少なかったものですので、始発駅を駅とか公共施設に変えております。麴町ルートですと13番の四谷駅、8時52分になります。

その下、秋葉原ルート、これが岩本町ほほえみプラザ、8時21分発が始発になります。

右に行きまして、富士見・神保町ルート、いきいきプラザ一番町が始発となりまして、8時55分になります。

その下の内神田ルートです。かんだ連雀、8時38分というのが今のところ始発ということで予定しております。

あと、めくっていただきまして、縦長のA4資料の4ページ、5ページでございますけれども、車両の種別、寸法、デザイン、自動車車庫の位置。これは変更はございません。

最後の5ページでございますけれども、運賃、普通定期券、風ぐるま区民パスポートの内容、これも変更なしとなっております。

一番下に、(2)として、新規停留所設置予定場所。新設停留所10カ所、廃止停留所2カ所とありますが、これは別紙3のほうに一表にまとめてございます。新設停留所につきましては、今、行き先と話がまとまっているところでは10カ所ということでございまして、それぞれルートと住所、通り名、道路管理者、所轄の警察署が書いてあります。一番右に丸がついているところは、都バスさんと共用させていただくバス停が書いてございます。

下の2つが廃止予定ということで記載させていただいておりますけれども、東京通信病院・サクラテラス。こちらは麴町ルートで今まで市ヶ谷のほうから通信病院に向かうときに、右折進入して右折で出るというようなことで、右折進入についてはなかなか協議が調わなかったのですので、今般、交通誘導員をつけることで、警察の方をお願いして内諾をいただいているということで、通信病院内には飯田橋の駅のほうから来るルートで既に停留所がございますので、市ヶ谷のほうから来る車に関しても停留所は通信病院の中に移設するというので、ここは廃止ということで考えております。

あと、九段三丁目。靖国通り上でございますけれども、ここもルート変更によって廃止ということで、廃止は2カ所ということで考えております。

済みません。説明が雑駁ですけれども、以上でございます。

会長（松本） 今回の見直し案について、事務局から説明がありました。何かご質問などございましたら、お願いいたします。

矢吹委員 これは昨年まではどこでも停車できるということで、ただ、車が大型になっ

た関係から停留所がないと停車できないということになりまして、皆さんがやはり停留所でないと下車できないという苦情、見直していただければという要望が非常に多かったと思うので、このような改正、本当にありがとうございました。

一応先ほどのお話しでは、特に福祉関係もあり、各路線の方から見ると非常に地域の中心に停留所がふえる場所、それから見直しによる停留所が10カ所できるということで、それにまた今回は福祉関係施設に力を入れた改正と喜んでおります。

昨年までは高齢者センターが、先ほどのお話にあったとおり神保町にありましたので、全てこの線が入っておったので、この地域が空白地域のような感じになりましたので、これについても要望が相当多かったと思っております。

特に内神田ルートではこのかがやきプラザを始発とすると、次は駿河台の停留所だし、神田錦町の次は区役所になっておったので、これが路線変更して、神保町関係の停留所が多くなったことを特に喜んでおります。

それから、また先ほど説明がありましたけれども、東京通信病院に入院している人は今まで飯田橋寄りのサクラテラスの前で下車するようになっていたわけでご覧になって、これが今回の改正で病院が入るということは非常にありがたいことだと思います。この地域は特に道路が迷路みたいになっておりまして、この通信病院の前の道路、靖国神社寄りの道路は、結局非常に2本しかないのです、そしてこれを見ると1本目は、朝鮮総連の前の道路でございまして、これは進入禁止になっております。次は、早稲田通りで午前と午後の方向が変わる。この2本しかないのです、どうしてもということになると、目黒通りまで行かなければ左折できないということになってしまうので、本当にありがとうございました。

会長（松本） ただいまの矢吹委員からのご意見について、何か日立自動車なり事務局からご意見をいただけますでしょうか。

事務局（佐藤） 矢吹委員はここの活動センターの利用者代表ということで、きょう委員として出ていただいておりますけれども、活動センターの利用者の方、また矢吹さんにいろいろな場面で活躍されていますけれども、「風ぐるま」の利用者の方のご意見をいろいろ拾っていただきまして、我々にもいろいろアドバイスいただきまして、今、矢吹さんに言っていただいたような内容をここに盛り込んだということでございますので、また、ご期待に沿えればと思っております。

会長（松本） ほかにご意見、ご質問などいかがでしょうか。

済みません。ちょっと細かいことなのですが、今、説明を聞いていて1点気がついたので、資料4の2ページ目の頭なのですが、項目が「4見直しについて」と書いてあるのですが、前のページを見ると1と2しかないのです、ここは済みませんが、皆様のお手元の資料は「3見直しについて」ということで、恐縮ですがご訂正をいただいて、あと、後ほどホームページで公開するときは、ここを3に訂正した形で公開をさせていただくと。そのようなことで皆様のご了解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、「4」を「3」に訂正をさせていただきます。

事務局（佐藤） 申しわけありません。よろしく願いいたします。

会長（松本） ほかに何かご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の（3）今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いし

ます。

事務局（佐藤） 先ほど、お礼を忘れましたけれども、先ほどご説明しました見直し案につきましては、所轄の警察署の皆さん、警視庁の皆さんにいろいろと実地調査をしていただき、ご理解いただけたということでございます。

また、都道、区道の道路管理者の方には停留所の手続を行うとともに、ベンチ等の設置に関しましてご理解をいただければと思います。あと、都バスの関係では交通局さんに共用をいただくということで、非常にご協力いただいて、今、説明した案になっている次第でございます。いろいろご協力ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますけれども、本日、この案をご了承いただけましたら、資料5に道路運送法と施行規則の抜粋がございますけれども、法の第9条第4項、施行規則の第9条第2項に定まっております協議が調ったということで、運輸局のほうに申請をさせていただきたいと考えております。

この書類については会長名で作成いたしまして、できるだけ速やかに変更、認可の申請とあわせて日立自動車さんに申請していただければと思っております。速やかに申請していただいた後は、11月28日月曜日、先ほど予定ということでお話しさせていただきましたけれども、ここを目途に見直し後のルート、新たなダイヤによる運行を開始したいと考えております。

以上です。

会長（松本） ただいまのご説明に何かご質問などございますでしょうか。

それでは、今回の見直し案につきましては、委員の皆様からご異議が無いようでございますので、本日の協議事項につきましては、千代田区の地域公共交通会議として協議が調ったということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（拍手）

会長（松本） ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明があったような今後の手続を進めさせていただきたいと思っております。どうも皆様、ありがとうございました。

事務局（佐藤） 1時間未満で終わりましたありがとうございます。

これにて閉会したいと思います。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。